

# 千葉県報

号外  
令和8年3月31日

号外第24号

千葉県報

令和8年3月31日(火曜日)

## 主要目次

規則	一
訓令	一
規則	二

## 規則

千葉県庁議規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
令和八年三月三十一日

### 千葉県規則第十八号

#### 千葉県庁議規則の一部を改正する規則

千葉県庁議規則(昭和四十三年千葉県規則第十七号)の一部を次のように改正する。  
第二条第三項中「交通・規制緩和担当部長」を「産業拠点整備戦略担当部長、国際・交通担当部長、報道・魅力発信担当理事」に、「生活安全・有害鳥獣担当部長」を「こども家庭担当部長」に改める。

#### 附則

この規則は、令和八年四月一日から施行する。

立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
令和八年三月三十一日

### 千葉県規則第十九号

立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する規則の一部を改正する規則

立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する規則(令和五年千葉県規則第十号)の一部を次のように改正する。

## 訓令

第三十号を第三十一号とし、第三号から第二十九号までを一号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の一号を加える。  
三 宅地造成及び特定盛土等規制法(昭和三十六年法律第九十一号)第五条第一項、第六条第一項及び第二十四条第一項  
附則  
この規則は、令和八年四月一日から施行する。

公益信託事務取扱規程の一部を改正する訓令を次のように定める。  
令和八年三月三十一日

### 千葉県訓令第三号

#### 公益信託事務取扱規程の一部を改正する訓令

公益信託事務取扱規程(昭和五十八年千葉県訓令第十号)の一部を次のように改正する。

第一条中「知事の所管に属する」を削り、「公益信託ニ関スル法律(大正十一年法律第六十二号)」を「公益信託に関する法律(令和六年法律第三十号)」に、「第一条」を「第二条第一項第一号」に改める。

第二条第一号中「信託行為」を「公益信託の信託行為」に、「公益信託の目的とする事業」を「公益事務の内容」に改める。

第三条の見出し中「許可」を「認可等」に改め、同条第一項中「千葉県知事の所管に属する公益信託に係る許可及び監督に関する規則(昭和五十八年千葉県規則第五十二号。以下「規則」という。)」第二条に規定する公益信託許可申請書を「法第六条、第十二条第一項及び第二十二条第一項の認可並びに法附則第四条第一項に規定する移行認可に係る申請」に改め、同条第二項を削る。

第四条を次のように改める。  
(届出)

第四条 法第十四条第一項、第十五条第一項、第二十五条第一項並びに第二十六条第一項及び第二項の規定による届出は、主務課において受理するものとする。

2 法第十四条第二項、第十五条第二項、第二十五条第二項及び第二十六条第三項の公示は、主務課長の決裁を経た後、関係課長及び総務部政策法務課長(以下「政策法務課長」という。)に合議するものとする。

第五条の見出しを「(報告徴収及び立入検査)」に改め、同条第一項及び第二項を次のように改める。  
法第二十八条第一項の規定による報告徴収又は立入検査(定期のものを除く。)につ

2 いては、主務部長の決裁を経た後、関係部長及び総務部長に合議するものとする。  
 法第二十八条第一項の規定による立入検査(定期のものに限る。)の結果を受託者に通知しようとするときは、主務課長の決裁を経た後、関係課長及び政策法務課長に合議するものとする。

第五条第三項中「規則第三十条第二項」を「法第二十八条第二項」に、「検査証票」を「証明書」に改める。

第六条の見出しを「(勧告及び命令)」に改め、同条中「公益信託の終了に伴う残余財産の処分について、信託行為の定めるところにより知事の許可の申請があつたときは、主務課において受理し」を「法第二十九条第一項の勧告又は同条第三項の規定による命令をしようとするときは」に改める。

第七条を次のように改める。  
 (公益信託認可の取消し)

第七条 法第三十条第一項又は第二項の規定による公益信託認可の取消しをしようとするときは、主務部長の回議を経た後、関係部長及び総務部長に合議するものとする。

第八条及び第九条を削る。  
 別記様式を削る。

附 則

この訓令は、令和八年四月一日から施行する。

千葉県行政文書規程の一部を改正する訓令

令和八年三月三十一日

千葉県知事 熊谷 俊人

千葉県訓令第四号

本 庁  
 出先機関

千葉県行政文書規程の一部を改正する訓令

千葉県行政文書規程(昭和六十一年千葉県訓令第十三号)の一部を次のように改正する。

第二条第七号中「、こども家庭対策監」を削る。

別表第二総合企画部の項地域づくり課の目を次のように改める。

産業拠点整備戦略課

産 整

別表第二健康福祉部の項疾病対策課の目に次に次のように加える。

こども・若者政策課

こ 若

別表第三柏児童相談所の項の次に次のように加える。

印旛児童相談所

印 旛

附 則

この訓令は、令和八年四月一日から施行する。ただし、別表第三の改正規定は、同月二十日から施行する。

購読料 本号 一部

六円

発行者 千葉市中央区市場町一番一号

千 葉 県

購読申込先

〇四三(二三三)二六五八